

(別添1)

事業評価の結果（共通項目）

第三者評価の判断基準

福祉サービス種別 保育所 長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

事業所名（施設名）

加茂保育園

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 	・公立保育園としての共通理念があり保育園の存在意義、使命や役割等を明確にしている。同じく共通の基本方針が定められており保育園としての子どもや保護者、また、地域との関わりなどについて示している。定例の職員会議でも理念や基本方針について読み合わせをしたり園長からの説明があり、保護者説明会、新入児説明会等で「保育園のしおり」、などを用いて具体的に周知がされている。保護者への周知状況の確認のために保護者アンケートの中で理念や基本方針に触れ、十分でないようであれば参観日で更に説明を加えている。子どもの発達過程に応じた当保育園独自の分かりやすい保育目標があり理念や基本方針に連動している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	2 経営 状況 の 把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<p>■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</p> <p>■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</p> <p>■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</p> <p>■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</p>	<p>・公立保育園という性格上全体の方向性は支援事業計画で決定づけられている。課と連携して当保育園の利用者の推移予測や利用率の分析を行っており、3歳未満児や一時預かりの需要が増えている。地域発達支援会議、4ヶ月健診、出前講座等で園長、主任は地域の現状や潜在的利用者、保育のニーズ等把握している。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<p>■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</p> <p>■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</p> <p>■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</p> <p>■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</p>	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	定3 事業計画の策	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	・「長野市乳幼児期の保育・教育の指針」及び「子ども・子育て支援事業計画」でビジョンを明確にしている。数値目標や具体的な成果等をも市全体として設定されている。当保育園としても次年度以降に公開保育や信州やまほいく認定制度の取得に向けての計画が具体的に定められており園内の環境づくりや職員の研修などに積極的に取り組んでいる。
					■ 17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	■ 18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。					
	■ 19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。					
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	■ 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	・当保育園独自に業績評価で自らの目標、課題を決め計画に沿って解決に向けて対策を立て、更にそれに対して評価を行っている。子どもの遊び環境改善のためにコーナー作りをしたり、手作りおもちゃを取り入れたりすることで子どもの満足に繋げている。
		■ 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。				
		■ 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。				
		■ 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	3	(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	・年度末に行う園の業績評価や職員会の中で意見が集約され、それが反映された事業計画になるようになっている。また、市全体の園長会、主任会、保育士部会、給食部会等でも意見の集約・反映がされている。新年度初めの職員会で事業計画が周知され、「長野市乳幼児期の保育・教育の指針」に沿い、30年度には職員の力量の向上のため公開保育を行い、31年度には自然保育充実のため、信州型やまほいくの認定を受ける等も職員会議や園内研修で伝えられ理解を促進するようにしている。
					■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
					■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
					■ 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
					■ 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。	
		(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	・事業計画については、前年度の継続児説明会で説明し、当年度の保育参加等の際に、園長が図等を用いて保護者に説明している。また、事業計画に繋がる保育の場を玄関の見やすい場所に写真などを交え掲示し、理解を促している。
					■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
					■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすい工夫を行っている。	
					■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
I	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	■ 33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	<p>・今回の第三者評価が初めての受審であるが、毎年業績評価を行い、自己評価は年2回行っている。受審を前提とした内容評価項目を基に計画的に園内研修をしている。実施した自己評価を集計し園の課題を洗い出し、職員会で分析と検討を行い、その内容によっては園内研修を実施し課題解決を図っている。また今年度は外部評価機関による第三者評価を受け、更に深く分析しようとしている。</p>
					■ 34	保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	
	□ 35	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。					
	■ 36	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。					
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	■ 37	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	<p>・毎年業績評価及び自己評価(年2回)を行っているが、今回の第三者評価の受審を前提に昨年は内部評価を行った。その結果を踏まえ課題を全職員で共有化し、改善点を話し合っている。前回自己評価の中で改善点として上がった「言葉遣い」について園内研修でマニュアルの読み合わせを行い、全職員で改善に向けて足並みを揃えている。</p>
		■ 38	職員間で課題の共有化が図られている。				
		■ 39	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。				
		■ 40	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。				
		■ 41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
Ⅱ 組織の 運営管理	1 管理者の 責任とリ ーダーシ ップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	■ 42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・年度当初の園だよりや保育参加の折に、園長としての保育方針を保護者等に伝え自らの役割と責任について明確にしている。また、職員会や園内研修等で職員にも周知している。園の職務分掌等が文書化されており自らの役割を自覚し、職員の協力を得ながら課題解決に向けて共に取り組むようにしている。さらに、災害、事故等マニュアル、園の運営規定等に基づき有事の際の役割と責任も明らかにし、園長不在時は主任が代行している。	
					■ 43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。		
					■ 44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
					■ 45	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
			a	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	■ 46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。		・園長は市の組織としての係長研修で地方公務員法等を学び、公立保育園長の心得、保育の手引き、マナーブック、労務管理についても学び、職員に必要事項を伝えて遵守できるよう園内研修を行っている。児童権利条約等、法令の読み合せも職員会でやっている。
					■ 47	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
					■ 48	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
					■ 49	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
II	1	(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	■ 50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	・園長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っており、課題を把握し、改善に向けて指導力を発揮している。保護者アンケートの結果を周知し、改善策について職員会等で話し合ったり、「保護者が安心して子どもを預けられる保育園になる為に」などのテーマを設定し、KJ法や文献、ロールプレイ等の演習を用いて研修し職員全員で良質かつ適切なサービスが提供できるように努めている。また、年齢ごとに「年間計画」「月案」「週日案」を作成し、一人ひとりの「保育の個別計画」「個人の指導計画」の評価・反省についても実際の保育と照らし合わせ主任と共に把握し、職員に具体的に助言している。更に、各職員の研修計画及び園全体で学びたい園内研修の内容についても職員から提出してもらい計画的に取り組み、その充実を図っている。
			■ 51		施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。		
■ 52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。						
■ 53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。						
■ 54	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。						
		② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	■ 55	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	・園長は運営や業務の効果を高めるために、人事、労務、財務等の視点から検証を行い、職員と共に改善に取り組んでいる。クラス担任、加配保育士、パート保育士などを配置し、日々の業務が効率良く行えているか、休憩時間の取得や残業時間の削減等が出来るか等にも配慮し、絶えず働きやすい環境づくりを行っている。消耗品等の補充、足りない教材の手配等についても主任と共に保育士からの要望を把握しつつ優先順位を決め、経費の有効費消にも努めている。	
■ 56	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。						
■ 57	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。						
■ 58	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	成2 福祉人材の確保 ・育	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<input checked="" type="checkbox"/> 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 <input checked="" type="checkbox"/> 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	<p>・保育士、調理師、看護師等の配置基準があり、市の担当部署が主管し、市公立保育園全体で正規職員、嘱託職員の確保が計画されている。保育士不足の中、より多くの人材確保のために取り組んでおり、退職者の再雇用や新規採用試験を行っている。当保育園でも正規職員、嘱託職員に加え、朝夕パート保育士、代替保育士、休憩パート、代替調理員などで人員を確保している。人材育成という面では研修計画等に基づき新規採用保育士はステップアップノートを使用する等各職員が保育の質の向上に努めている。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。	b	<input checked="" type="checkbox"/> 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 <input checked="" type="checkbox"/> 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。 <input type="checkbox"/> 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	<p>■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>・労務管理の責任者は園長が担い、出勤簿、休暇、欠勤簿で就業状況を把握している。職員の健康と安全の確保については安全衛生推進委員会を設置し対応しており、ストレスチェックや健康診断、腰痛防止策、労働安全等について安全衛生年間計画に沿って実施し、職員に周知している。年1回、園長面談を行い、必要な時に園長との相談を随時行うことができる。福利厚生については市の福利厚生に順じており、園の状況により歓迎会、親睦会、暑気払い、送別会等が実施されている。仕事と生活の両立という面では介護や育児などの状況に応じて本人の希望により休暇が取得できるように配慮されている。福祉人材の確保、定着の観点から、時間外労働の削減、朝夕パート保育士や休憩パート保育士の確保、育休取得時の代替保育士の配置等がされている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
II	2	(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	■ 77	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	・4月の職員会において保育の手引きについての研修を行い、園の目標や自分自身の保育について確認をしている。また、業績評価を活用し4月に目標を記入、年度末の2月に評価を行い次年度の目標を作成している。職員一人ひとりが目標達成に向けて取り組み、状況を確認し、毎月の達成度の確認をする中で組織として力を高め成果を出せるようにしている。更に、設定した目標についての進捗状況の確認を行う園長との中間面接の場も設けられている。
			■ 78		個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。		
■ 79	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期間が明確にされた適切なものとなっている。						
■ 80	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。						
■ 81	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。						
			② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	■ 82	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	・基本方針の中に求められる保育士の姿や専門性についての項目があり明示されている。計画的に園長会、主任会、障害児研修会、未満児研修会、給食部会等があり、その報告から園内での研修を行い学んだことを職員に周知している。長野市研修体系があり、研修会のアンケートや報告書を基に園長会や補佐会で評価・見直しを掛けている。
■ 83	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。						
■ 84	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。						
■ 85	定期的に計画の評価と見直しを行っている。						
■ 86	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(4)	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	・ 職員の資格の取得状況については、自己申告カードで年1回行われている。新人職員研修はもちろん、2年目、5年目、10年目、主査、新任園長研修等、それぞれに合わせた研修が公立保育園全体で実施されている。市職員としての研修については市担当部署より研修案内が来るため交代で参加している。外部研修に関しては市担当部署からの情報提供に加え各自情報を収集し主体的に参加している。毎年公私立保育園、幼稚園などの研修へ参加し、研修参加者の報告などを職員会でやっている。
					■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
		■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。				
		■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。				
		■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。				
		実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	・ 「実習生の心得」があり明文化されている。また、実習生対応マニュアルに沿って実習生の受け入れを行い、保育士の育成に積極的に取り組んでいる。学校側が園を訪問し、プログラムについての打ち合わせを行い、実習生に事前のオリエンテーションを行い、実習のねらいや希望等を聞く機会がある。また、実習の最後には振り返りをし、実習生の疑問点等が解決できるように配慮されている。指導者については園長会、主任会で実習生に関する研修を実施している。
		■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。				
		■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。				
		■ 95 指導者に対する研修を実施している。				
		■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	3 運 営 の 透 明 性 の 確 保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<p>■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>・市のホームページや広報紙等に予算や決算当の概要が公立保育園全体として載っている。「保育園のしおり」や「長野市子ども・子育て支援事業計画」に理念、基本方針、事業計画が掲載されている。また、市のホームページ等に公立保育園の一つとして当園も情報公開をしており、保育課程や年間計画等は園内に掲示されている。第三者評価についても今年度受審し、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。地域に向けて、支援センターだよりやおひさま広場などの印刷物を園内に掲示したり、配布している。</p>
			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<p>■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p>■ 105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>□ 106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</p> <p>□ 107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<p>・事務手引きや職務分掌により、それぞれが自分の役割を行っており、職員にも周知されている。また、公立保育園として2年に1回県の監査を受けている。なお、市の内部監査を定期的の実施しており、当保育園は今年10月に行われる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<p>■ 108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>■ 109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>■ 110 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>■ 111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>■ 112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	・長野市乳幼児期の教育・保育の指針に文書化され、地域と積極的な連携を図り地域社会での生活体験の場を作っている。地域のイベントチラシ、図書館、交番、消防の情報、フェスティバル、公共機関、運動会の情報を掲示したりしている。散歩中に挨拶をするなど地域の人と関わることができるようにしており、お年寄りとの交流(苗植え、焼き芋、運動会、クリスマス会)、おひさま広場(園開放、育児講座、育児相談)、小学生・中学生、高校生との交流(職場体験、ボランティア受け入れ)などが実施されている。
			② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	<p>■ 113 ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>■ 114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>■ 115 ボランティア受け入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>■ 116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>■ 117 学校教育への協力を行っている。</p>	・ボランティア対応マニュアルがあり基本姿勢が明文化されている。「参加者へのお願い」に注意事項などを明記し、事前にオリエンテーションを行い、理解を得るようにしている。「長野市子ども・子育て支援事業計画」に地域の学校教育等への協力についての姿勢も明文化されており、中学生や高校生の職業体験の受け入れや中学の家庭科の授業への協力なども行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<p>■ 118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</p> <p>■ 119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</p> <p>■ 120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</p> <p>■ 121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</p> <p>■ 122 地域に適当な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p> <p>■ 123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</p>	・関係機関一覧表とこども相談室・地域支援会議等のエコマップが作成され職員に周知されている。地域発達支援会議、ケア会議、園長会、主任会、幼保小連携会議、園医との検討会などに出席し、参加した職員から内容を聞き園内での共有化も図り問題解決に向けての取り組みもしている。また、児童相談所、市子育て支援課等、要保護児童対策地域協議会への参画が必要な児童を受け入れる可能性もあり連携をしている。
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	<p>■ 124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>■ 125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>■ 126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>■ 127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>■ 128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	・園で行う未就園児の交流の場としての「おひさま広場」（毎週木曜）において子育て相談に応じたり講演会を行い、未就園児と保護者が園内外で遊んだり、幼児との交流をしている。また、主任が地域の公民館等に出向き出前講座などを行っている。保育園として地域の避難所については把握しているため、いつでも案内できるようになっている。地域の独居老人の集まりにも年長組が参加し、踊りを披露したりして元気の出るまちづくりにも貢献している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(3)	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。 ■ 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。 ■ 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 	<p>・おひさま広場や一時預かり保育をしたり、運動会などの行事への参加呼びかけを行い、地域の子育てニーズに応えている。また、民生委員、児童委員を園の行事に招待し、園のことについて知ってもらうとともに地域のことについての情報交換を行っている。当保育園のある地域発達支援会議等でもニーズの把握をしている。すぐ近くにある中学校との合同避難訓練を行ったり、デイサービスの高齢者との交流も行っている。</p>
III 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 	<p>・子どもを尊重した保育を実践するため、理念や基本方針を掲げ、保育マニュアルや保育の手引き、各種マニュアルを使って園内研修を実施し人権問題についても外部研修へ参加するなど、全職員に向けて伝達研修を行っている。子どもの人権に関するマニュアルや「保育の手引き」を用いて基本的な知識を身に付け保育に当たっている。入園説明会資料、「保育園のしおり」、「4月の園だより」に子どもの人権についての方針が掲載され、保護者への理解を深める取り組みも行っている。日々の保育場面で性差への固定観念を植え付けるような言動がないよう、各自の保育を振り返る場として人権マニュアルを活用し園内研修を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ■ 144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ■ 145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。 ■ 146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。 ■ 147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。 ■ 148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。 ■ 149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。 	<p>・「保育の手引き」、「プライバシー保護マニュアル」、「虐待に関するマニュアル」の読み合わせ研修を行い基本的なことを再確認し周知している。特に排泄の援助や更衣等の場面では、援助者がつい立てやパーテーションで視界を遮るなどの配慮している。また排泄用品の交換は羞恥心等にも配慮しトイレ内で交換している。訪問調査当日も子ども一緒に、優しい言葉掛けで排泄を支援する場面が見かけられた。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 ■ 151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ■ 152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 ■ 153 見学等の希望に対応している。 ■ 154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。 	<p>・「長野市の幼稚園・保育園・認定こども園」の冊子や「園解放・公開事業」の冊子が市役所、保健センター、各園におかれておりインターネットで閲覧することも可能で、自由に情報を得ることができる。ホームページはイラストや地図もあり分かり易く誰でも分かる内容である。保育園の見学については希望者に合わせて園長、主任が対応しており、「保育園のしおり」を基に説明を行いながら園内の見学もしている。園の情報も毎年見直しを行い、園長会でしおりの差し替えを行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	<p>■ 155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</p> <p>■ 156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p> <p>■ 157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p> <p>■ 158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p> <p>■ 159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	・保育の開始前には利用の案内と市より決定された支給認定決定書を基に保護者一人ひとりに説明を行っている。特に配慮の必要な家庭には市担当部署に相談し指導員や保健師の協力・助言を受けて理解が深まるように説明をしている。保育開始後、その内容に変更がある場合は、再度説明し同意を得ながら進めている。配慮が必要な保護者については子ども・子育て支援事業計画内の運用に従って行っている。
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	<p>■ 160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p> <p>■ 161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>■ 162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	・保育園の変更があった場合には保護者の了解を得て必要事項の情報提供を行い、子どもに不利益が生じず継続保育ができるよう対応している。卒園後も気軽に相談できる窓口としていつでも相談できることを園だよりに掲載し、また、声掛けするなど、相談できることをアピールしている。
		(3) 利用者満足の上向上に努めている。	① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	<p>■ 163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p> <p>■ 164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>■ 165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>■ 166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>■ 167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>■ 168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	・保護者向けアンケートを実施し、保護者がどのように受け止めているかを把握している。アンケートの集計を行い職員会でも検討している。課題については参観日等に説明している。幼児は毎日「子どもミーティング」を行い子どもの意見を聴き、個別懇談会では保護者の希望も伺い保育に反映させている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<p>■ 169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>■ 171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>■ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>■ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>■ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>・園では日々の関わりの中で意見の言い易い雰囲気作りと公平な対応を心掛け、連絡ノート（未満児）のやり取りやコミュニケーションを取る中で意見を吸い上げ保育内容の見直しを図ることもある。苦情解決の仕組みは玄関に掲示され、意見箱の設置、匿名アンケートの実施で意見を申し出しやすい環境を整えている。また入園前の説明会や4月の園だよりでは苦情の申し出について説明し、苦情解決の体制があることを発信している。記録は決められた様式に必要事項を記入し一定期間保管がされている。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	<p>□ 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>■ 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>■ 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	<p>・日頃から保護者とのコミュニケーションを多くとり笑顔で対応している。何時でも話しやすい雰囲気を作り信頼関係を築いている。相談窓口、相談者が明記された園だよりを保護者に渡し、気軽に相談ができる環境を整えている。園のみではなく、他の相談窓口のあることについて更に周知していただくことが望まれる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	■ 179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	・意見箱の設置、匿名アンケートの実施で意見を申し出しやすい環境を整えている。日頃から笑顔で接し、相談し易い雰囲気作りを心がけている。意見対応マニュアルが整備がされ共通認識の基、定期的なアンケートを実施する等、様々な側面から相談・意見を出しやすい仕組みがある。
			■ 180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。		■ 181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	■ 182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	■ 183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。				
	■ 184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。					
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	■ 185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	・リスクマネジメント責任者を定めている。定期的な会議でヒヤリハット、事故報告などを全体で共有し、事例をあげて分析、再発防止に向けての取り組みを行っている。また、園内研修を実施し基本的な知識の習得に努めている。各種事故マニュアルがあり園内研修時のツールとしても活用している。遊具の点検は毎朝行い、その他の点検箇所は決められた間隔で定期的に点検がされている。
		■ 186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	■ 187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。			
		■ 188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	■ 189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。			
		■ 190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<p>■ 191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>■ 192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>■ 193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>■ 194 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>■ 195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>■ 196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p> <p>■ 197 保護者への情報提供が適切になされている。</p>	<p>・手洗い、うがいを習慣づけ感染症予防対策をしている。家庭でも規則正しい生活が送れよう折にふれ保護者に伝えている。感染症発生時は感染症報告綴りに必要事項を記入し関係機関と連絡をとり、蔓延防止をしている。マスク着用、交流を控える等、具体的対策を取りながら対応し、保護者宛に保健だより等で流行する感染症の症状等を掲載し伝えている。感染症発生時には玄関先に状況、対応方法等を掲示している。園全体で保健マニュアルを基に読み合わせ研修を行い、基本的な知識の共有と周知徹底を図っている。マニュアルは市保育園看護師会で定期的（2年に一度）な見直しを行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(5)	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a	<p>■ 198 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>■ 199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>■ 200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>■ 201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>■ 202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>・危機管理マニュアル、園の消防計画があり対応体制が決められている。消防署、警察、地域の中学と合同で、定期的（1年に1回）に合同訓練を行っている。また、園では想定を変えた訓練を毎月実施して万が一に備えている。職員室に非常災害時の備品リストや備蓄品のストックを整備し、各クラスには非常持ち出し袋（リュック）を準備している。非常災害時の子どもの引渡し訓練は「災害時引渡し表」を基に、毎年定期的に行われている。耐震診断を受け、該当箇所については耐震の措置がされている。</p>
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	<p>■ 203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>■ 204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>■ 205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>■ 206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p> <p>■ 207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</p>	<p>・標準的な保育を実践するため「幼児保育マニュアル」・「未満児保育マニュアル」が文書化されている。マニュアルはいつでも閲覧できる場所にあり、職員会では読み合わせ研修を行っている。月案、週日案などの策定を行い一定水準の保育が確保され、更に、一人ひとりの発達状況に合わせて個別保育も実施されている。</p>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	<p>■ 208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>■ 209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。</p> <p>■ 210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>■ 211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>	<p>・保護者、保育士の意見を集約し標準的な保育が実施されているかを検証し、園長会等に持ち込んでいる。更に各種会議を重ね、検証と見直しを行い「保育園のしおり」や「関係マニュアル」の見直しもしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。	<p>・指導計画責任者が決められている。アセスメント様式があり子どもと保護者の状況により手法を変えて実施している。保育開始前のアセスメントを行い必要に応じて再アセスメントの実施、現状把握をしている。各職種の関係者が参加し、情報共有をしながら、年間計画、個別計画の策定の方向付けをしている。障害を持つ子どもや支援困難なケースは、子どもの発達状況に合わせた保育が提供できるよう、相談機関の助言を得て指導計画を作成し、実践している。また、専門機関や専門職が集まる地域発達支援会議でケース検討を行い対象児に合わせた保育実践ができるようにしている。指導計画の実践についても、評価・反省を行い、次の計画に活かしている。</p>	
			■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。		■ 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。		■ 215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。
② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	■ 220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	<p>・個別懇談会等で保護者の意向を把握し指導計画の見直しを行うことについて同意を得ている。また、職員会議等で保育士の意見も聴き指導計画の見直しをしている。評価後の見直しをした指導計画は職員会議等で周知されている。</p>				
■ 221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。							
■ 222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。							
■ 223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。							
					■ 224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 225 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ■ 226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 ■ 227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ■ 228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ■ 229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 	・家庭のしらべ等、園で定めた統一様式を用いて記録され、職員全体で把握している。個別指導計画に沿って実施された保育が子どもにどんな影響があったのか等を具体的に記録している。園長、主任は週一回記録に目を通し共感や助言を行いながら全貌を把握している。また記録者によって差異が生じないように書き方研修や個別指導も取り入れている。
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ■ 231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ■ 232 記録管理の責任者が設置されている。 ■ 233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ■ 234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ■ 235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。 	・個人情報保護マニュアル、「個人情報などの適正管理のための措置に関する指針」等の資料を用いて規定を定め、共通認識と適切な取り扱い、守秘義務について周知している。また職員会議では「保育の手引き」を基に研修を取り入れ、保護者には、入園説明会や継続児説明会で個人情報の取り扱いについての説明と同意を得ている。ファイル基準、情報開示マニュアルに沿い、鍵付きの書庫に書類管理がされている。